

## 狩猟鳥獣捕獲禁止区域制度の概要について

鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、法第 12 条第 2 項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域（以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。）を指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

## 【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）】

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。
  - 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
  - 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をすることを禁止すること。
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

## ※狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画（山形県第 13 次鳥獣保護管理事業計画より抜粋）

年度	鳥獣保護区の		指定面積の移動				狩猟鳥獣捕獲禁止区域					備考	
	名称	所在地	変更区分	移動前の面積	移動面積	移動後の面積	番号	名称	所在地	指定面積	指定期間		
R4	神室	(新庄市 金山町 最上町) 新庄市 金山町	区域縮小 指定振替	9,384	-5,382	4,002	4	神室	最上町	5,382	R4.11.1から R14.10.31まで	10年	イノシシ・ニ ホンジカ・ツ キノワグマを 除く
	屋敷平	最上町	満了 指定振替	1,809	-1,809	0	5	屋敷平	最上町	1,809			
R5	愛宕山	山形市	満了 指定振替	536	-536	0	6	愛宕山	山形市	536	R5.11.1から R15.10.31まで	10年	
R6	小国	小国町	区域縮小 指定振替	(2,455) 2,458	-2,312	146	7	小国	小国町	1,182	R6.11.1から R16.10.31まで	10年	
R7	東根	白鷹町	満了 指定振替	1,610	-1,610	0	8	東根	白鷹町	1,610	R7.11.1から R17.10.31まで	10年	
合計	5箇所			(15,791) 15,794	-11,649	4,148		5箇所		10,519			

## 神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書（新設）（案）

### 1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称  
神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域  
別添区域説明図のとおり
- (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間  
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで（10年間）

### 2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定目的  
この区域は、昭和61年から新庄市、金山町及び最上町にわたっている神室鳥獣保護区として鳥獣の保護を図ってきた区域の最上町の部分であるが、近年、イノシシの生息数増加、ツキノワグマの大量出没等により里山の農林業被害や人的被害への対応が必要な状況となっている。  
この度、神室鳥獣保護区は新庄市及び金山町の部分に縮小し、最上町部分を新たにイノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの狩猟に制限を設けない狩猟鳥獣捕獲禁止区域として、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を目指すものである。
- (2) 管理方針
  - ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
  - イ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
  - ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

### 3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

別表1のとおり

### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
  - ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置  
新庄市、金山町及び最上町にまたがる栗駒国定公園内の最上町部分に位置している。
  - イ 地形、地質等  
標高1,365mの神室山を中心に南北に連なる分水嶺の西側一帯を区域とし、その地形は深く侵食され、急峻な地形である。
  - ウ 植物相の概要  
ブナ・チシマザサ群落、キタゴヨウ・クロベ群落などの自然植生が残るほか、人工林が介在している。
  - エ 動物相の概要  
猛禽類（イヌワシ、オオタカ、クマタカ）、中型の哺乳類及び小型の鳥獣

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

①当該地域の加害鳥獣及び被害作物・樹木名等  
なし

②当該地域の年度別個体数調整許可件数

種名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
ツキノワグマ	1	1	1	3

5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定及び維持管理に関する事項

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札 11本(0)

※( )内の数値は既設の本数

6 参考事項

なし

別表1 神室鳥獣保護区・神室特別保護地区・神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	9,384 ha	-5,382 ha	4,002 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	0 ha	5,382 ha	5,382 ha
林野	9,384 ha	-5,382 ha	4,002 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	ha	5,382 ha	5,382 ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	9,384 ha	-5,382 ha	4,002 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	0 ha	5,382 ha	5,382 ha
国有林	9,384 ha	-5,382 ha	4,002 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	ha	5,382 ha	5,382 ha
林野庁所管	9,384 ha	-5,382 ha	4,002 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	ha	5,382 ha	5,382 ha
制限林	9,343 ha	-5,352 ha	3,991 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	ha	5,350 ha	5,350 ha
保安林	9,341 ha	-5,353 ha	3,988 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	ha	5,349 ha	5,349 ha
砂防指定地	1 ha	2 ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	1 ha	1 ha
その他	1 ha	-1 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	41 ha	-30 ha	11 ha	ha	ha	ha	ha	32 ha	32 ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体育地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	9,384 ha	-5,382 ha	4,002 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	0 ha	5,382 ha	5,382 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	8,754 ha	-5,142 ha	3,612 ha	1,644 ha	0 ha	1,644 ha	0 ha	5,142 ha	5,142 ha
特別保護地区									
特別地域	8,754	-5,142	3,612	1,644	0	1,644		5,142	5,142
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で( )書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

## 鳥類

## 神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
タカ目	タカ科	オオタカ	NT	EN	留鳥
		クマタカ	EN	EN	留鳥
		イヌワシ	EN	CR	留鳥
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	—	—	冬鳥
キジ目	キジ科	ヤマドリ	—	NT	留鳥
ハト目	ハト科	○ キジバト	—	—	留鳥
カッコウ目	カッコウ科	○ カッコウ	—	NT	夏鳥
		○ ホトトギス	—	—	夏鳥
ブッポウ目	カワセミ科	ヤマセミ	—	VU	留鳥
		アカショウビン	—	NT	夏鳥
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	—	—	留鳥
		コゲラ	—	—	留鳥
スズメ目	ツバメ科	イワツバメ	—	—	夏鳥
	セキレイ科	ビンスイ	—	—	留鳥
	カワガラス科	カワガラス	—	—	留鳥
	ミソサザイ科	○ ミソサザイ	—	—	留鳥
	イワヒバリ科	カヤクグリ	—	—	留鳥
	ツグミ科	クロツグミ	—	—	夏鳥
	ウグイス科	ヤブサメ	—	—	夏鳥
		○ ウグイス	—	—	留鳥
	ヒタキ科	キビタキ	—	—	夏鳥
	ホオジロ科	○ ホオジロ	—	—	留鳥
<b>合計</b>	<b>7目</b>	<b>16科</b>	<b>22種</b>		

(別表3)

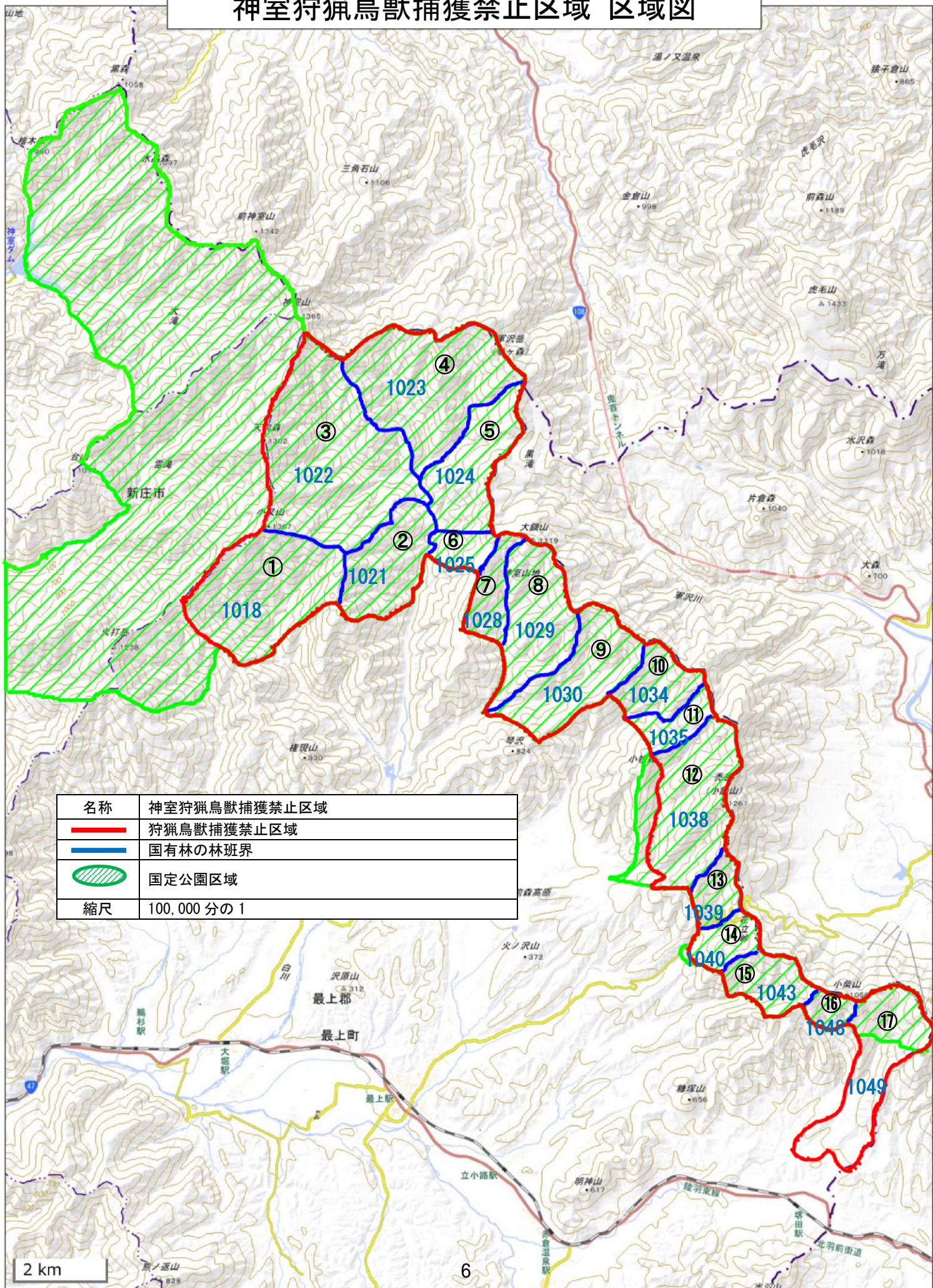
## 獣類




目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ	—	—	
		○ ホンドキツネ	—	—	
	イタチ科	○ ホンドテン	—	—	
		ニホンアナグマ	—	—	
	クマ科	ニホンツキノワグマ	国際希少		
ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	特別天然記念物	要注目	
ネズミ目	リス科	○ ニホンリス	—	—	
		ニッコウムササビ	—	NT	
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—	—	
<b>合計</b>	<b>4目</b>	<b>6科</b>	<b>9種</b>		

(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2019)  
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、  
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足  
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種  
天然記念物:文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物:文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域図



名称	神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域
	国有林の林班界
	国定公園区域
縮尺	100,000分の1

## 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書（新設）（案）

### 1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称  
屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域  
別添区域説明図のとおり
- (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間  
令和4年11月1日から令和14年10月31日まで（10年間）

### 2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定目的  
この区域は、平成14年から屋敷平鳥獣保護区として鳥獣の保護を図ってきた区域であるが、近年、イノシシの生息数増加、ツキノワグマの大量出没等により里山の農林業被害や人的被害への対応が必要な状況となっている。  
この度、屋敷平鳥獣保護区は期間満了をもって廃止とし、新たにイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの狩猟に制限を設けない狩猟鳥獣捕獲禁止区域として、農林業被害の軽減と鳥獣の保護の両立を目指すものである。
- (2) 管理方針
  - ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
  - イ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
  - ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

### 3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

別表1のとおり

### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
  - ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置  
最上町の南東端に位置し、宮城県との県境に接している。
  - イ 地形、地質等  
標高766mの奥羽山、861mのみみずく山、1,075mの翁峠が連なる急峻な山岳地帯である。
  - ウ 植物相の概要  
ブナ・チシマザサ群落などの自然植生の中に、スギ人工林が介在している。
  - エ 動物相の概要  
大型獣類、小型獣類のほか、猛禽類及び小型鳥類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

①当該地域の加害鳥獣及び被害作物・樹木名等

なし

②当該地域の年度別個体数調整許可件数

種名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
ツキノワグマ	1	1	1	3

5 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定及び維持管理に関する事項

(1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札 3本(0)

※ ( ) 内の数値は既設の本数

6 参考事項

なし



別表1 屋敷平鳥獣保護区・屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	1,809 ha	-1,809 ha	0 ha	ha	ha	ha	0 ha	1,809 ha	1,809 ha
林野	1,809 ha	-1,809 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	1,809 ha	1,809 ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	1,809 ha	-1,809 ha	0 ha	ha	ha	ha	0 ha	1,809 ha	1,809 ha
国有林	1,809 ha	-1,809 ha	0 ha	ha	ha	ha	0 ha	1,809 ha	1,809 ha
林野庁所管	1,809 ha	-1,809 ha	0 ha	ha	ha	ha	0 ha	1,809 ha	1,809 ha
制限林	1,809 ha	-1,809 ha	0 ha	ha	ha	ha	0 ha	1,809 ha	1,809 ha
保安林	1,809 ha	-1,809 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	1,809 ha	1,809 ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	1,809 ha	-1,809 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	1,809 ha	1,809 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域									
普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区									
特別地域									
普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で( )書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

## 鳥類

## 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
タカ目	タカ科	オオタカ	NT	EN	留鳥
		クマタカ	EN	EN	留鳥
キジ目	キジ科	ヤマドリ	—	NT	留鳥
		キジ	—	—	留鳥
ハト目	ハト科	○ キジバト	—	—	留鳥
カッコウ目	カッコウ科	○ カッコウ	—	NT	夏鳥
		○ ホトトギス	—	—	夏鳥
ブッポウ目	カワセミ科	ヤマセミ	—	VU	留鳥
		アカショウビン	—	NT	夏鳥
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	—	—	留鳥
		コゲラ	—	—	留鳥
スズメ目	ツバメ科	イワツバメ	—	—	夏鳥
	セキレイ科	ビンズイ	—	—	留鳥
	カワガラス科	カワガラス	—	—	留鳥
	ミソサザイ科	ミソサザイ	—	—	留鳥
	イワヒバリ科	カヤクグリ	—	—	留鳥
	ツグミ科	クロツグミ	—	—	夏鳥
	ウグイス科	○ ヤブサメ	—	—	夏鳥
		○ ウグイス	—	—	留鳥
		メボソムシクイ	—	—	夏鳥
	ヒタキ科	オオルリ	—	NT	夏鳥
ホオジロ科	○ ホオジロ	—	—	留鳥	
合計	7目	15科	22種		

(別表3)

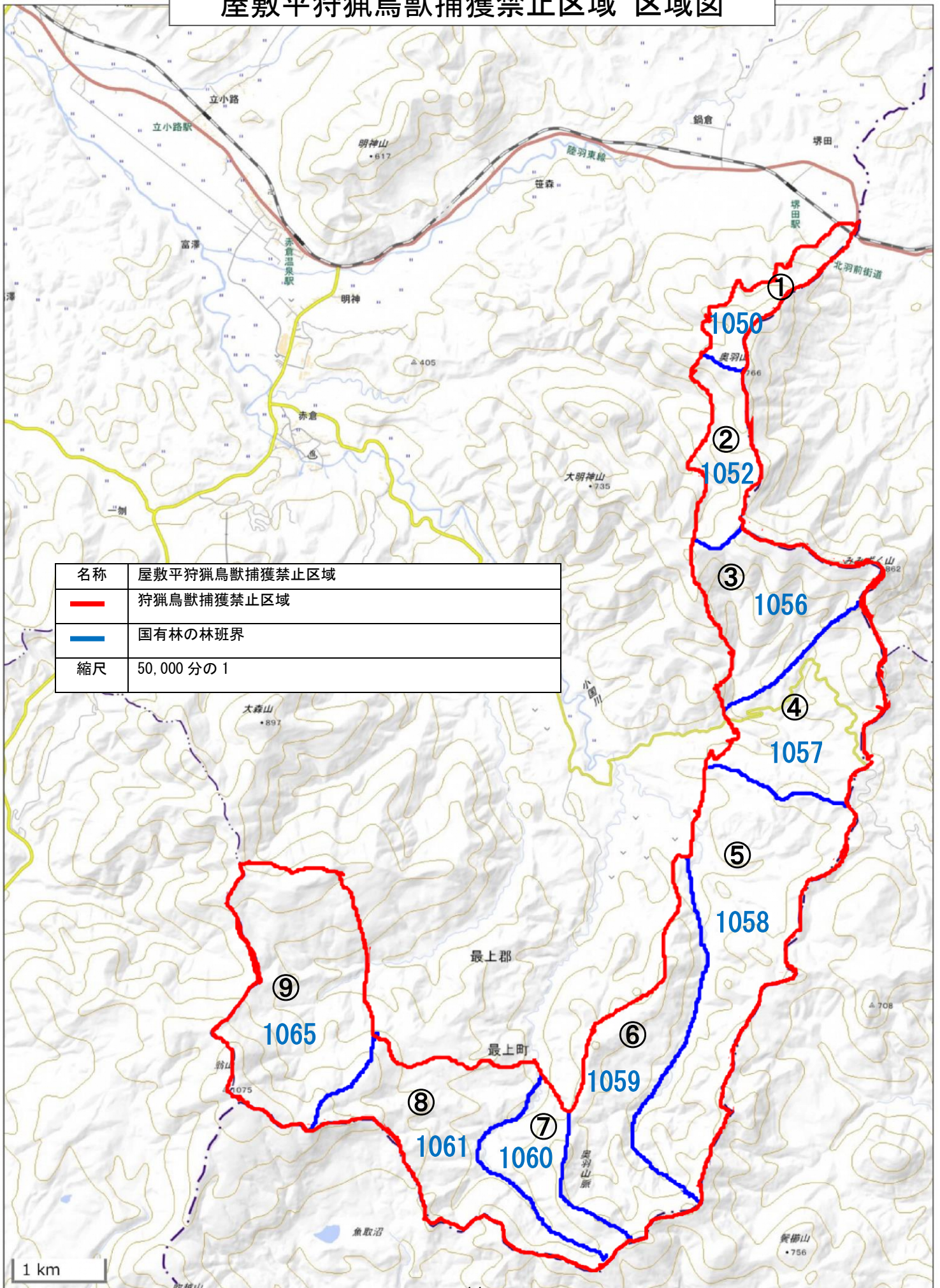
## 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ	—	—	
		○ ホンドキツネ	—	—	
	イタチ科	○ ホンドテン	—	—	
		ニホンアナグマ	—	—	
クマ科	ニホンツキノワグマ	国際希少			
	ジャコウネコ科	○ ハクビシン	—	—	
ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	特別天然記念物	要注目	
ネズミ目	リス科	ニホンリス	—	NT	
	ヤマネ科	ヤマネ	天然記念物	VU	
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—		
合計	4目	8科	10種		

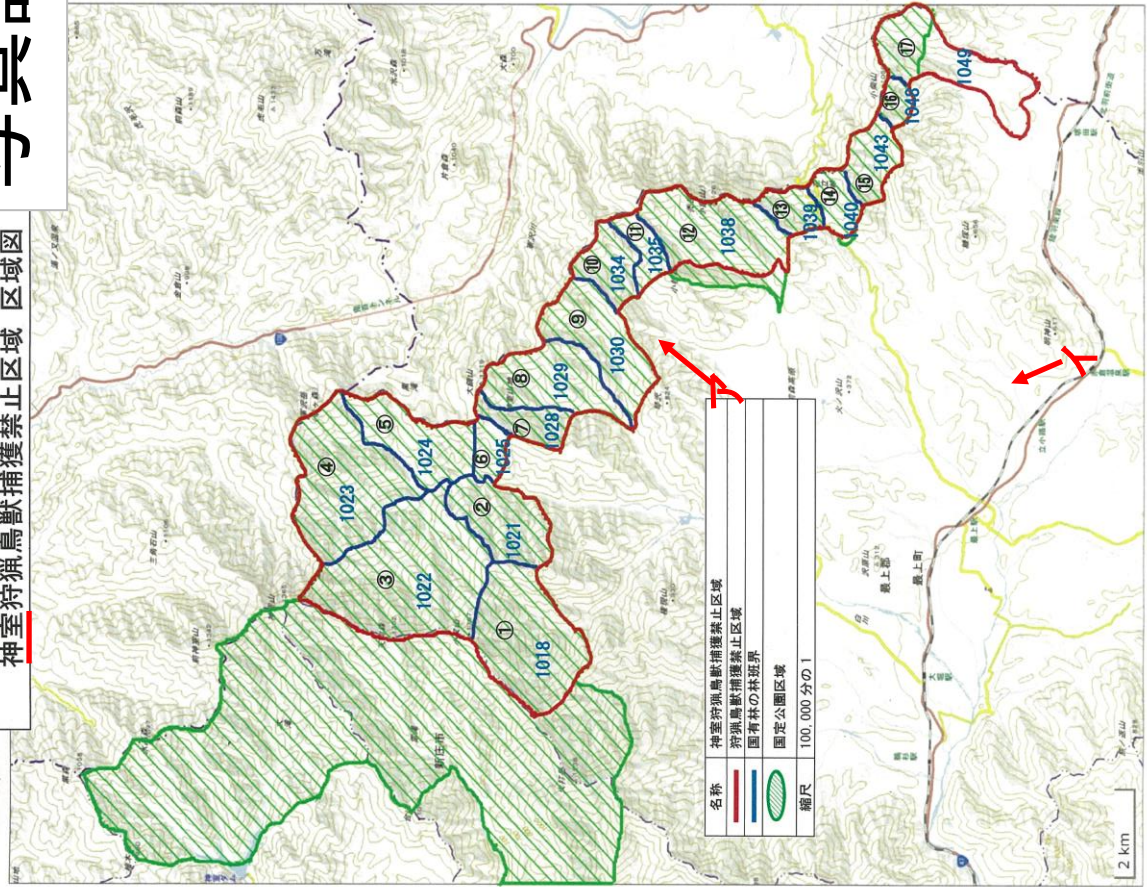
(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2019)  
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、  
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足  
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種  
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種  
天然記念物:文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物:文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域図

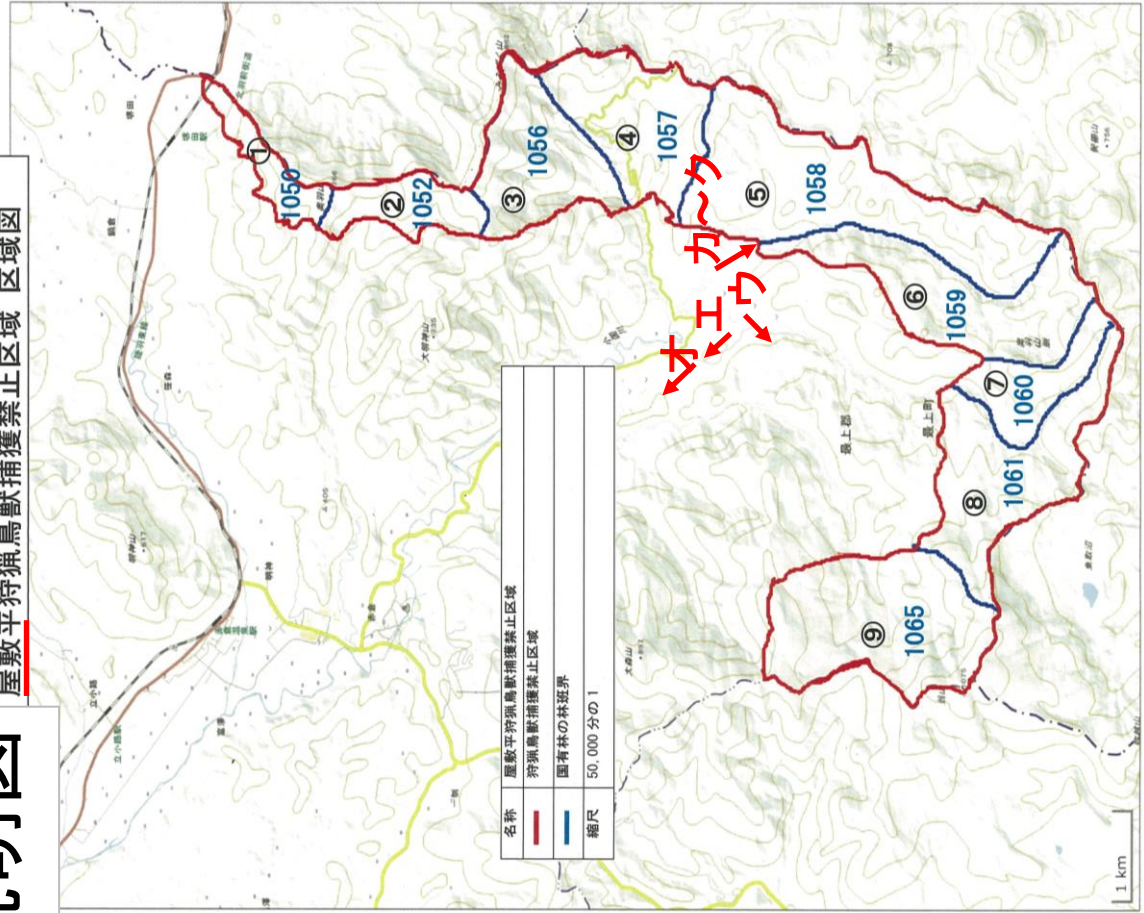


神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域図



# 写真説明図

屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域図



## 現況写真



ア 神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更予定  
箇所周辺



イ 神室狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更予定  
箇所周辺 (H30ニホンジカ水稻被害地)



ウ 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更予定  
箇所周辺 (水田あり)



エ 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更予定  
箇所周辺 (集落跡)



オ 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更予定  
箇所周辺 (イノシシ被害箇所)



カ 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更予定  
箇所周辺 (制札)



キ 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更予定  
箇所周辺(制札)



ク 屋敷平狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更予定  
箇所周辺(林況)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
<p>(鳥獣保護管理事業計画)</p> <p>第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間</p> <p>二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項</p> <p>三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項</p> <p>四 第九条第一項の許可（鳥獣の管理の目的に係るものに限る。）に関する事項</p> <p>五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項</p> <p>六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合においては、その作成に関する事項</p> <p>七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項</p> <p>八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</p> <p>九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>3 鳥獣保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)</p> <p>第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。</p> <p>一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。</p> <p>二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。</p> <p>三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定め、これにより捕獲等を行うことを禁止すること。</p> <p>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。</p> <p>3 前二項の場合において、第一項第二号に掲げる制限をするために必要があると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、当該対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 第九条第一項の許可を受けた者又は従事者は、第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定による制限にかかわらず、当該許可に係る捕獲等を行うことができる。</p> <p>6 第二条第十項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。</p>	

